

平成21年5月20日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉課長

新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症予防法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについては、下記の事項に留意してください。

記

職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第16号の休暇（非常勤職員にあつては、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第3号の休暇）として承認しても差し支えない。

- 1 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- 2 感染症予防法第44条の3第2項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該

感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（出勤することが著しく困難であると認められる場合に限る。）

以 上